

偽造本人確認書類をどう見抜くか

～2027年4月導入の新たな本人確認方法も踏まえた実務対応～

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

ご相談は以下にご連絡ください

03-5288-1021(代表)

m-watanabe@miyake.gr.jp

偽造本人確認書類を見抜く視点

なぜ今、本人確認書類の確認が重要か

背景

- 特殊詐欺、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺等では、架空・他人名義口座が被害金の受け皿として悪用されている
- その入口段階で、偽造・改ざん本人確認書類を用いた不正口座開設が行われている
- インターネット上には、偽造本人確認書類の販売や作成請負に関する情報も存在する

実務上の意味

- 本人確認は単なる受付事務ではない
- 預貯金口座の不正利用を防止する最前線の統制である

ポイント

- 「氏名・住所が合っているから大丈夫」では足りない

偽造本人確認書類による不正口座開設のイメージ

不正の典型像

- 偽造運転免許証、偽造在留カード等を用いて口座開設
- 開設された口座が詐欺被害金の振込先・中継口座になる
- 本人確認書類自体の偽造だけでなく、真正書類のなりすまし利用もある

営業担当者が意識すべきこと

- 書類の外観
- 本人の容貌
- 申告内容との整合性
- 取引目的や職業等の自然さ

ポイント

- 書類だけでなく、「来店者」「申込内容」「利用目的」を一体でみる

営業担当者に共通する確認の基本順序

基本の流れ

- 申込内容と券面情報の一致確認
- 本人と顔写真の一致確認
- 有効期限・失効の有無の確認
- 偽造防止加工・外観上の違和感の確認
- 取得制限情報の有無の確認
- 不自然点があれば上席者・管理部門にエスカレーション

実務上の意味

- 最初から細部を見るのではなく、一定の順序で確認すると見落としが減る

ポイント

- 「少し変だが問題ないだろう」は最も危険

運転免許証の確認ポイント

基本確認

- 氏名、住所、生年月日が申込内容と一致しているか
- 顔写真と本人が一致しているか
- 住所欄の追記内容が申込情報と整合しているか
- 有効期限内か

外観確認

- 厚みが不自然でないか
- 写真部分に盛り上がりや貼付感がないか
- 印字のにじみ、濃淡の不自然さがないか
- ラミネート加工の違和感がないか

ポイント

- 運転免許証は「券面」と「番号」の両方を見る

運転免許証の偽造・変造の見分け方

実務で見たいポイント

- 免許証番号は12桁
- 最初の2桁は公安委員会コード
- 最後の1桁は再交付回数
- 住所欄の数字は全角、生年月日は半角
- 「眼鏡等」など条件欄が本人の申告・見た目と整合するか
- 厚み、透かし、ICチップとの照合も重要

実務上の意味

- 番号や書式の不自然さは、外観以上に偽造を示すことがある

ポイント

- 番号・書式・券面の“細かな違和感”を軽視しない

運転免許証 真偽確認クイズ

問題①:

次の免許証番号は正しそうに見えるが、どこが不自然か？

「99 35 457890 01」

選択肢:

- A. 桁数が足りない
- B. 都道府県コードが存在しない
- C. 再交付回数が2回以上を意味している

問題②:

免許証番号が「30 85 ○○○○○○ 0」。

提示者は「まだ20歳」と言っている。このときの確認結果として正しいのは？

選択肢:

- A. 問題なし
- B. 初回交付年が1985年なので不自然
- C. 更新年月に関係するため問題ない

運転免許証 真偽確認クイズ(解答)

問題①:

次の免許証番号は正しそうに見えるが、どこが不自然か？

「99 35 457890 01」

選択肢:

- A. 桁数が足りない
- B. 都道府県コードが存在しない
- C. 再交付回数が2回以上を意味している

正解: B

解説:

1～2桁の「99」は存在しない公安委員会コードである。都道府県コードは「10～90台」で割り振られており、存在しない番号は偽造・改ざんの疑いがある。

問題②:

免許証番号が「30 85 ○○○○○○ 0」。

提示者は「まだ20歳」と言っている。このときの確認結果として正しいのは？

選択肢:

- A. 問題なし
- B. 初回交付年が1985年なので不自然
- C. 更新年月に関係するため問題ない

正解: B

解説:

3～4桁目の「85」は1985年初回交付を意味する。20歳なら1985年に免許を取ることは不可能であり、年齢・番号の整合性が取れない。偽造の可能性がある。

マイナンバーカードの確認ポイント

基本確認

- 氏名、住所、生年月日が申込内容と一致しているか
- 顔写真と本人が一致しているか
- 顔写真周辺のシェーディング加工に不自然さがないか
- 背景の微細な線やグラデーション、色調変化が確認できるか

実務上の注意

- 裏面の個人番号は通常取引時確認では取得不要
- 裏面コピー、スキャン、写真保存、記録への個人番号記載は避ける

ポイント

- 真正性確認と個人番号の取扱いは分けて考える

マイナンバーカードの偽造見分け方

不審なサイン

- 右上のマイナちゃんが色変化しない
- 写真に段差・浮き・糊跡がある
- カードが厚く硬い、反りがある
- 有効期限が異常に長い
- ICチップが読み取れない

現場での確認方法

- 傾ける
- 触る
- ルーペで確認する
- IC読取で券面情報と一致するか確認する

ポイント

マイナカードは「見た目」だけでなく「IC読取」まで含めて確認する

在留カードの確認のポイント

基本確認

- 氏名、住所、生年月日
- 在留資格
- 在留期間
- 就労制限の有無
- 顔写真と本人の一致

実務上重要な点

- 申告された職業・勤務先・取引目的と在留資格が整合しているか
- 在留カード番号、有効期限、発行名義も確認する
- 裏面の住所変更記載、在留期間更新・資格変更申請中表示も確認する

ポイント

- 在留カードは表面だけで終わらない

在留カードの偽造見分け方

目視確認

- 「MOJ」部分の色変化
- ホログラムの動き
- 文字の反転
- 透かし文字の有無

電子的確認

- 法務省アプリによるICチップ確認
- 券面画像とIC情報の一致確認
- 失効情報照会の活用

ポイント

- 在留カードは、目視・IC・失効照会の三層で確認すると強い

旅券(パスポート)の確認ポイント

基本確認

- 氏名、生年月日、旅券番号、有効期限
- 顔写真と本人の一致

偽造防止の確認

- 顔写真ページのホログラム
- 角度を変えた際の表示変化
- 複数箇所の顔写真・図柄の一貫性

実務上の注意

- 発行時期によっては、旅券だけで住所確認まで足りない場合がある(2020年2月旅券以降所持人記入欄なし)
- 現住所の補完資料が必要かを分けて考える

ポイント

- 旅券は「本人確認書類として使えるか」と「住所確認に足りるか」を区別する

地面師事件にみる本人確認上の見落とし

事案の概要

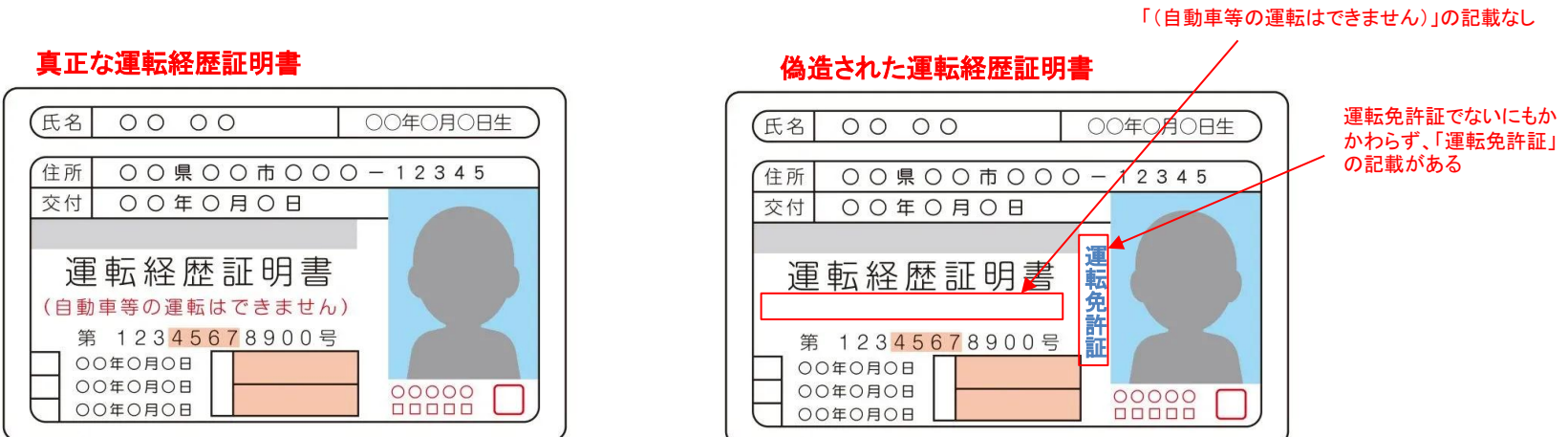
- 売主になりすました者が、偽造の運転経歴証明書を提示
- 司法書士が本人確認資料として用いた
- 東京地裁令和元年11月11日判決は過失を認定

問題となった不自然さ

- 運転経歴証明書なのに「運転免許証」と記載
- 本来あるべき「(自動車等の運転はできません)」の記載がない

ポイント

- 高度な鑑定がなくても分かる外形上明白な不自然さを見落とさない



地面師事件が金融機関実務に示すこと

裁判例の示唆

- 氏名・住所・写真の一致だけでは足りない
- 書類の種類、制度趣旨、通常の券面構成との整合性まで確認が必要
- 後から見て明白な違和感を看過すると、確認不十分と評価され得る

金融機関実務への示唆

- 偽造書類で口座開設を許した場合、確認態勢・担当者対応の相当性が問われ得る
- コピーを取って終わりでは足りない場面がある

ポイント

- 「その書類らしさ」を見ることが重要

2027年4月施行の新たな本人確認方法の実務解説

犯収法施行規則改正における本人確認方法の再編
— 改正前方式・改正後方式の対比と、Q&Aを踏まえた実務対応 —

- **第一弾改正：非対面本人確認の厳格化**
- **第二弾改正：対面・郵送併用・代表者等確認・厳格な取引時確認の再編**
- **いずれも2027年4月1日施行**

全体像

今回の改正の全体像

改正前

- 券面目視、書類画像、書類の写し、紙の多点確認に依存する部分が多い
- 対面と非対面で、本人確認の考え方が必ずしも一体化していない

改正後

- ICチップ情報、スマホ版マイナ、公的個人認証的発想を中心に再編
- 対面・非対面・代表者等確認・高リスク取引まで、同じ方向で統一

ポイント

- 本改正は、本人確認制度全体をIC・マイナ中心に組み替える改正である

改正の背景— 券面確認中心からIC確認中心へ —

□ 社会的背景

- ・特殊詐欺等で不正口座開設が深刻化
- ・偽造本人確認書類やなりすまし利用が問題化

□ 従来方式の限界

- ・対面は券面目視中心
- ・非対面は書類画像＋自撮り画像中心
- ・偽造技術、画像加工技術の高度化で限界

□ 改正の方向性

- ・ICチップ情報、スマホ版マイナを活用
- ・対面、非対面、代表者等確認を一体で再編
- ・本人確認制度全体を真正性重視へ見直し

ポイント

「見た目の確認」から「IC・認証情報による確認」へ

対面本人確認の全体像

改正前

- 対面の基本は**改正前イ方式**(現行規則6条1項1号イ)
- 写真付き本人確認書類の提示＋券面目視が中心

改正後

- 対面の基本は**改正後イ方式**(第二弾改正後規則6条1項1号イ)
- **ICチップ読取り＋画面表示確認**が中心

ポイント

- 対面本人確認の中心が、**券面確認からIC確認へ**移る

改正前イ方式

改正前イ方式

(現行規則6条1項1号イ)

- 写真付き本人確認書類の提示を受ける
- 氏名・住所・生年月日・顔写真を券面で確認する
- IC付き書類であっても、IC読取は必須ではない

実務上の意味

- 「写真付き本人確認書類を見せてもらえば足りる」という運用感覚が成立していた

ポイント

- 改正前イ方式は、券面目視中心の方式であった

改正後イ方式

改正後イ方式

(第二弾改正後規則6条1項1号イ)

- 特定IC付き本人確認書類の提示を受ける
- ICチップ情報を読取装置で読み取る
- 読み取った情報を画面表示する
- 画面表示された情報を確認する

実務上の意味

- 「提示」だけでは足りず、**読取・表示・確認**まで必要
- 対面でも、デジタル的裏付けを伴う**確認**が基本になる

ポイント

- 改正後イ方式は、**IC付き書類ならICを読むことが前提**となる

改正前イ方式と改正後イ方式の対比

改正前イ方式

- 写真付き本人確認書類の提示
- 券面目視中心
- IC読取は任意

改正後イ方式

- 特定IC付き本人確認書類の提示
- IC読取＋画面表示確認
- IC読取が前提

ポイント

- 同じ「イ方式」でも中身は大きく異なる
- 対面実務は、「見る」から「読む」へ移る

改正後イ方式の実務フロー

改正後イ方式の流れ

- 顧客からIC付き本人確認書類の提示を受ける
- ICチップ情報を読み取る
- 読み取った情報を画面表示する
- 表示内容を確認する
- 必要に応じて住居確認等を補完する

実務上の意味

- 店舗オペレーションに、IC読取機器・画面確認・エラー対応が組み込まれる

ポイント

- **提示→読取→表示→確認**が一体の流れとなる

IC読取の趣旨

全銀協パブコメの問題意識

- 法文上は「映像面に表示」とあるが、最低限「読めれば足りる」のではないか

パブコメ回答で明確化された点

- IC読取の趣旨は、
ICチップ情報と券面情報を照らし合わせて偽変造等によるなりすましを防ぐこと
- したがって、IC情報と券面情報の照合が必要

実務上の意味

- ただ読取って終わりでは足りない
- 券面確認は不要になるのではなく、IC確認と券面照合の双方が必要

ポイント

- 改正後イ方式は、IC確認を軸に券面照合を強化する方式である

改正後イ方式の対象書類

改正前

- 運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等は、主として「写真付き書類」として理解される

改正後

- これらは、特定半導体集積回路付き本人確認書類としての意味が大きくなる
- 例として、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、旅券等が挙げられる

実務上の意味

- 同じ書類でも、改正後はIC付き書類として扱うこと自体が中心になる

ポイント

- IC付き書類は、単なる写真付き証明書として扱いにくくなる

券面情報とIC情報がずれる場合

全銀協パブコメの問題意識

- 住所変更後、券面・裏書は新住所だが、IC情報が旧住所のままのことがある

パブコメ回答で明確化された点

- IC情報が旧住居でも、券面記載の新住居と旧住居の関係を適切に確認できれば、**6条2項の追加確認は不要**
- ただし、確認記録には**現在の住居**を記録する必要がある

実務上の意味

- 券面とICが少しでもずれたら一律NGではない
- どのように確認したかの社内基準が必要

ポイント

- 住所更新とIC更新のズレには、**比較的柔軟なパブコメ回答**が示されている

IC読取不能時

全銀協パブコメの問題意識

- PINロック、読取機器故障、システム障害、カード破損時にどうするかが不明確

パブコメ回答で明確化された点

- 読取ツール不具合等でIC読取ができない場合でも、合理的な期間内にIC読取を行うことで取引時確認を完了可能
- 提示者とIC確認者が同一でなくてもよく、後日確認でも合理的期間内なら可

実務上の意味

- 「その場で絶対完了」でなくてもよい
- ただし、保留・後日完了・謝絶のルールを社内で明確にすべき

ポイント

- “合理的期間”の運用基準設定が重要

口方式の全体再編

改正前

- 郵送併用の中心は**改正前口方式**(現行規則6条1項1号口)
- 比較的広い受け皿として理解されやすい

改正後

- **改正後口(1)方式**と**改正後口(2)方式**に分かれる
- 書類のICの有無・写真の有無に応じてルートに分ける

ポイント

- 郵送併用方式も、**IC前提の制度設計**に変わる

改正前口方式

改正前口方式

(現行規則6条1項1号口)

- 本人確認書類の提示を受ける
- その住所宛に転送不要郵便で取引関係文書を送付する
- 書類の性質に応じた厳密な分岐は弱い

実務上の意味

- 「提示＋転送不要郵便」の比較的汎用的な補完ルートであった

ポイント

- 改正前口方式は、広めの受け皿方式であった

改正後口(1)方式

改正後口(1)方式

(第二弾改正後規則6条1項1号口(1))

- **特定IC付き本人確認書類を除く写真付き本人確認書類**
又は
- **住民票の写し等**
を用いる
- **その住所宛に転送不要郵便を送付する**

実務上の意味

- IC付き写真IDは、原則として口(1)の対象から外れる
- ICなし写真IDや住民票の写し等を使う補完ルートになる

ポイント

- **改正後口(1)方式は、IC付き写真IDを使わない郵送併用ルートである**

改正後口(2)方式

改正後口(2)方式

(第二弾改正後規則6条1項1号口(2))

- 非写真だがIC付きの本人確認書類を用いる
- ICチップ情報を読取る
- 転送不要郵便を送付する

実務上の意味

- 写真がなくてもICがあれば、紙の多点確認ではなくICベースで確認する
- 乳児用の顔写真なしマイナンバーカード等が典型例

ポイント

- **非写真でもICならICで確認**という改正思想を示す方式

ロ方式と全銀協パブコメの問題意識

全銀協パブコメの問題意識

- IC付きカードが読取不能な場合、**改正後ロ(1)方式に切替えできるか**
- それとも、IC付きである限りロ(1)では使えないのか

パブコメ回答の状況

- パブコメ回答は、IC読取不能時に合理的期間内の後日読取を認めたが、**IC付きカードをロ(1)へ当然に切替えられるとは明示していない**

実務上の意味

- ロ(1)は安易な逃げ道ではない
- 読取不能時は、**後日完了フローと代替本人確認手段の設計を分けて考える必要がある**

ポイント

- 全銀協の懸念は一部残っており、内部規程で明確化が必要

改正前ハ方式・改正前ニ方式

改正前ハ方式

(現行規則6条1項1号ハ)

- 写真なし本人確認書類を2点提示する方式

改正前ニ方式

(現行規則6条1項1号ニ)

- 写真なし本人確認書類1点＋他の書類送付等の方式

実務上の意味

- 顔写真付き書類を持たない顧客の受け皿として機能
- 紙を複数組み合わせ合わせて確認強度を補う発想

ポイント

- いずれも紙の多点確認方式であった

改正前ハ方式・改正前ニ方式の廃止

改正後

- 改正前ハ方式・改正前ニ方式は廃止
- 受け皿は、改正後イ方式、改正後ロ(1)方式、改正後ロ(2)方式、非対面IC方式、例外方式等へ再配置

廃止理由

- 紙多点方式は偽造・コピー流通に弱い
- 制度全体をIC中心へ移す方向と整合しない
- 健康保険証等を前提とした運用環境も変化している

ポイント

- 改正後は、「複数の紙」より「IC・認証情報」が重視される

住基非適用者等向け特例

改正後

- 標準ルートがIC・マイナ中心になる分、例外ルートの意味が大きくなる
- 対面では**改正後ㄩ方式**
- 非対面では**改正後ㄩ方式・改正後カ方式**

パブコメ回答で明確化された点

- 非居住外国人等であることは、旅券の証印等で確認し得る
- 非居住外国人等であれば、提示を受けた旅券等の顔写真付き本人確認書類について、IC搭載の有無にかかわらず提示のみで確認可能な場面がある
- ただし、国外転出者は改正後ㄩ方式の対象ではない

ポイント

- 例外ルートは、広く使う一般ルートではなく**限定的な救済ルート**である

非対面本人確認の全体像

改正前

- 中心方式は**改正前ホ方式**(現行規則6条1項1号ホ)
- 書類画像＋容貌画像に依存するeKYCが広く普及

改正後

- 改正前ホ方式は廃止
- **改正後ハ方式**(IC情報＋容貌画像)
- **改正後ト方式**(スマホ版マイナ等)
へ集約

ポイント

- 非対面本人確認の中心が、**画像送信型からIC・スマホ版マイナ型へ移る**

改正前ホ方式

改正前ホ方式

(現行規則6条1項1号ホ)

- 写真付き本人確認書類の画像を送信
- 容貌画像を送信
- 両者を照合して本人確認する

実務上の意味

- スマホアプリ口座開設等で使いやすく、非対面実務で広く普及
- 特に、在留カード＋自撮りなどで利用されやすい

ポイント

- 利便性は高いが、画像加工やなりすましへの脆弱性が問題となった

改正後ハ方式

改正後ハ方式

(第一弾改正後。第二弾後の体系に合わせた整理)

- 本人確認書類に組み込まれた**ICチップ情報**を送信
- **容貌画像**を送信
- IC情報と容貌画像を組み合わせて本人確認する

実務上の意味

- 書類券面画像そのものへの依存を弱める
- 非対面でも、確認の中心はIC情報へ移る

ポイント

- 改正後ハ方式が、**非対面本人確認の中心的方式**となる

改正前ホ方式と改正後ハ方式の対比

改正前ホ方式

- 書類画像＋自撮り画像
- 見た目ベースの照合

改正後ハ方式

- ICチップ情報＋容貌画像
- IC情報ベースの照合

ポイント

- 非対面改正の核心は、「画像だけ」から「IC＋画像」へ移ること

改正前ト方式と改正後ト方式

改正前ト方式

(現行規則6条1項1号ト)

- 他の特定事業者の確認済み情報や本人確認済み口座を利用する方式
- 本人確認書類の画像送信を伴う類型もある

改正後ト方式

- 画像送信依存の部分が見直される
- スマホ版マイナ(カード代替電磁的記録)を活用する方向へ再編される

ポイント

- 改正後ト方式は、デジタル本人確認の中核的受け皿である

非対面の郵送・写し確認の見直し

改正前

- 本人確認書類の写し2通
- 本人確認書類の写し+補完書類の写しなどによる確認方法が認められていた

改正後

- こうした写しによる確認方法は原則廃止
- 郵送確認は原本送付が原則
- 例外は住基非適用者・国外転出者等に限定

ポイント

- 非対面は、「写し」から「IC・原本」へ移る

代表者等確認の見直し

□ 改正の方向性

- ・規則12条は、改正後6条体系を前提に適用
- ・代表者等確認にもIC前提の考え方が波及

□ 実務上の影響

- ・IC付き顔写真付き本人確認書類ならIC読取が基本
- ・ICなし書類は転送不要郵便等による補完が必要
- ・「代表者等は簡便で足りる」という従来感覚は維持しにくい

□ 実務対応

- ・法人取引フローの見直し
- ・代表者等確認の手順明確化
- ・営業店・本部への周知徹底

ポイント

法人確認だけでなく、代表者等本人の確認も改正後体系で再設計する必要がある。

確認記録・ログ保存

全銀協パブコメの問題意識

- IC読取をした以上、IC情報や読取ログの保存義務が新たに増えるのではないか

パブコメ回答で明確化された点

- 確認記録の作成方法や記録事項は基本的に従来どおり
- IC読取ログの保存は、自主的取組としては可能だが、法令上の必須追加事項ではない
- ただし、映像面表示を印刷したものは本人確認書類の写しには該当しない

実務上の意味

- 法令上の追加負担は限定的
- ただし、監査・証跡確保の観点から、自主的ログ保存の設計は別途検討余地がある

ポイント

- 法定記録義務の急増ではなく、運用設計の問題として捉えるべき

民間アプリ・読取環境

パブコメ回答で明確化された点

- 民間製アプリの利用は可能
- 地方公共団体情報システム機構のソフトや民間企業のアプリも利用し得る
- ただし、ソフトウェアの性能は、**券面情報とIC情報の照合による偽変造防止**という趣旨を満たす必要がある
- 顧客側装置の利用を認めない運用も許容される

実務上の意味

- 「民間アプリOK」でも、無制限ではない
- 採用基準、セキュリティ要件、委託先管理を整える必要がある

ポイント

- 民間アプリ可＋管理責任は特定事業者側という整理

施行前後の経過措置

パブコメ回答で明確化された点

- 新規則施行前にIC付き写真付き本人確認書類の提示を受けて取引時確認を実施し、記録を残している場合、
施行後の取引でも、その記録確認により**済み確認**が可能
- 施行日前に旧規則に基づき提示を受け、
取引関係文書の送付のみが施行後になる場合でも、送付により完了可能な場面がある

実務上の意味

- 2027年4月1日に全件再確認が必要になるわけではない
- 既存顧客・進行中案件の移行管理が重要

ポイント

- 施行対応は、一斉再KYCではなく経過措置を踏まえた移行管理として考えるべき

2027年4月までの準備チェックリスト

1 現状把握

- 対象取引・対象チャネルの棚卸し
- 現行の本人確認方法の整理

2 制度対応

- 利用書類・確認方式の見直し
- 非対面本人確認の再設計
- 法人取引・代表者等確認の見直し

3 運用整備

- IC読取環境の整備
- 読取不能時・不整合時ルールの方策
- 内部規程・事務マニュアルの改訂

4 統制対応

- 委託先・民間アプリ管理の見直し
- 研修・周知の実施
- 経過措置・移行管理の整理

ポイント

制度対応の核心は、本人確認フロー全体の再設計にある。